



文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

加藤 泰弘

## これからの書写・書道教育

平成28年12月21日、中央教育審議会は「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(答申)を示しました。

この中央教育審議会答申には、これからの教育課程の改訂の方向性が詳細に記載されておりあります。これらを踏まえ、平成29年3月に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂・告示されました。また、平成29年度中に高等学校の学習指導要領が改訂・告示されることになっていきます。

本連載では、新しい教育課程が目指す書写・書道教育について紹介していきます。

前回(平成29年10月号)は、国語科における「書写」の位置付けと小学校国語科「書写」の改訂の具体的な内容について解説しました。今回は中学校国語科書写の改訂の具体的な内容について述べます。

### 一 中学校国語科「書写」の改訂の具体的内容

小学校の第5学年及び第6学年の指導事項には、「書く速さ」「点画のつながり」が位置付けられています。「書く速さ」とは、場面や状況に応じて書く速さが異なることを意識化することです。中学生になると、格段に速く書く場面が多くなることを踏まえ、社会生活において必要な書写の能力として、文字を「正しく整えて速く書く」書写力の育成が重要となり、行書指導が始まります。また、「点画のつながり」とは、点画から点画、さらには文字から文字へと書き進める過程に視点を当てたもので、行書における「筆脈」へとつながっていきます。

今回の改訂では、資料1の通り第1学年の(イ)の指導事項に「身近な文字」の字句を追加し、学習の範囲を明確に示しました。また、第3学年の指導事項においては、「表現」「文字文化の豊かさ」が加わるなどの改善が図られました。

第1学年の(イ)の指導事項では、中学校から初めて行書を学習することを踏まえ、行書の基礎的な書き方を理解して、学習や生活の中で使用頻度の高い語句などについて行書で書くことを示しています。行書の指導については、毛筆を使用することで、筆脈を意識した点画のつながりなどを実感的に理解できるようにしていきます。

国語科書写で学んだことを他の学習活動や日常生活における書く活動に積極的に役立てるような指導の工夫が重要となっています。

中央教育審議会が「答申」を取りまとめるに当たり、教育課程企画特別部会の下に置かれた「国語ワーキンググループ」は、国語科の改訂の

資料1 中学校国語科書写の指導事項（新旧対照表）

	新（平成29年告示）	旧（平成20年告示）
第1学年	エ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。 (ア) 字形を整え、文字の大きさ、配列などについて理解して、楷書で書くこと。 (イ) 漢字の行書の基礎的な書き方を理解して、身近な文字を行書で書くこと。（傍線筆者）	(2) 書写に関する次の事項について指導する。 ア 字形を整え、文字の大きさ、配列などについて理解して、楷書で書くこと。 イ 漢字の行書の基礎的な書き方を理解して書くこと。
第2学年	ウ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。 (ア) 漢字の行書とそれに調和した仮名の書き方を理解して、読みやすく速く書くこと。 (イ) 目的や必要に応じて、楷書又は行書を選んで書くこと。	(2) 書写に関する次の事項について指導する。 ア 漢字の行書とそれに調和した仮名の書き方を理解して、読みやすく速く書くこと。 イ 目的や必要に応じて、楷書又は行書を選んで書くこと。
第3学年	エ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。 (ア) 身の回りの多様な表現を通して文字文化の豊かさに触れ、効果的に文字を書くこと。（傍線筆者）	(2) 書写に関する次の事項について指導する。 ア 身の回りの多様な文字に関心を持ち、効果的に文字を書くこと。

資料2 国語ワーキンググループにおける審議の取りまとめ

書写については、…(中略)…中学校段階では、文字文化の多様性や表現の豊かさを理解して効果的に書くことなど、高等学校段階の国語科及び芸術科（書道）の学習につながる、用具・用材を含めた文字文化についての理解を深める指導を充実することが求められる。（傍線筆者）

資料3 中学校学習指導要領解説（国語編）より抜粋

文字文化とは、上代から近現代まで継承され、現代において実社会・実生活の中で使われている文字の文化であり、我が国の伝統や文化の中で育まれてきたものである。文字文化には、文字の成り立ちや歴史的背景といった文字そのものの文化と、社会や文化における文字の役割や意義、表現と効果、用具・用材と書き方との関係といった文字を書くことについての文化の両面がある。（傍線筆者）

基本的な方向性等を検討して「国語ワーキンググループにおける審議の取りまとめ」を公表しました。その中に国語科書写については資料2に示す指導事項が位置付けられました

示すような具体的な記載があります。ここに示された考え方を踏まえつつ、中学校の第3学年において、資料1に示す指導事項が位置付けられ、書写が「言語事項」に位置付けられ、中学校においても技能中心の学習が進められてきました。今回

平成元年に小学校・中学校ともに「言語事項」に位置付けられ、書写が「言語事項」に位置付けられ、中学校においても技能中心の学習が進められてきました。今回の改訂において、平成20年の改訂で示された「身の回りの多様な文字に関心を持ち、効果的に文字を書くこと」を一步進め、「文字文化」が指導事項に明確に位置付けられたことは大きな改善であると言えるでしょう。

また、この「文字文化」について、中学校学習指導要領解説（国語編）には、資料3に示す通り、「文字そのものの文化」と「文字を書くことについての文化」という二つの側面があるとしています。

我が国は漢字を中国から受容し、仮名を生成し、漢字と仮名を交えて書く「漢字仮名交じり文」を発展させてきました。また、漢字・平仮名・片仮名という体系が異なる三種類の文字を日常的に使用しています。その文字の由来や歴史的背景を踏まえつつ、現在の多様な表現を捉えることが大切です。